

伊賀市森林整備計画

令和4年4月策定

計画期間

自 令和4年4月1日

至 令和14年3月31日

三重県

伊賀市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III	森林の保護に関する事項	25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	25
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
2	その他必要な事項	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	26
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	30
6	その他必要な事項	31

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、三重県の北西部に位置し、東西約 30 k m、南北約 40 k m の縦長で北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接し総面積は、55,823ha である。

地形は、北は笠置山脈の支脈である高旗連山が連なり、東は鈴鹿連峰から布引山系へと続く標高 800～1,000m の山並みが伊勢平野と境をなし、南には国見山、尼ヶ岳など室生火山郡が連なり周囲を山々に囲まれた典型的な盆地地帯である。

地質は、北西部は花崗岩、中央部は砂岩、礫岩、東南部が室生火山岩、片麻岩となっている。

気候は、上野盆地の気候帯に属し、内陸的な気候のため気温較差は県下でも最大とされている。平均気温は約 15℃、年間降水量は約 1,500 mm となっており、霧の発生や雷、霜の多いのが特徴である。

本市の総面積 55,823ha のうち、森林面積は 33,780ha で総面積の 60.7% を占めている。このうち国有林の面積は 1,304ha、民有林の面積は、32,566ha で、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は 18,566ha、天然林の面積は 13,357ha である。古くから林業の盛んな大山田、青山地域の人工林率は高いものの、市全体の人工林率 57.0% と県平均人工林率 62.5% を下回っており、零細で小規模な所有者が多くなっている。

伊賀地域においても、国産木材需要の停滞により、林業経営の悪化と後継者不足が続いている。しかし、森林は木材等の林産物の供給といった経済的機能に加えて、水源かん養機能をはじめ、教育文化、都市との交流やレクリエーション機能、山地災害防止機能等多面的機能を有しており、木材資源の効率的な循環と利用を重視した適切な保育、間伐の実施をはじめ、環境面に配慮した育成複層林施業や天然性林の適切な保全等の向上を推進することが重要である。

このため、引続き林内作業道の路網の整備を推進するとともに、バイオマスの利用、特用林産物の振興、間伐材の利用促進、流通及び加工段階における条件整備等の諸施策にも取り組む必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考えかたは、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養 ^{かん} 機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

計画区内の森林所有者、森林組合、林業事業体等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の共同化や森林経営の受託を促進する。森林作業の担い手である林業事業体等の育成や林業後継者の支援を図るとともに、高性能林業機械の導入による作業の効率化や森林作業道整備等基盤の強化（生産性の向上）を行い地域の関係者が一体となって効率的な森林施業や適正な森林経営が行なわれる体制をつくる。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
本市全域	35年	40年	35年	35年	10年	15年

※標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

※海布丸太や足場材等の特殊生産に係る施業に伴う伐採の場合は、この限りではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進に十分留意のうえ、主伐の方法、時期、伐採率、伐区について決定する。主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を以下のとおり定める。

（皆伐）

- ・主伐のうち択伐以外のもの
- ・気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するものとする。なお、1箇所当たりの伐採面積は、20haを超えないものとする。

（択伐）

- ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法
- ・材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする

※森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞 木について、保残等に努める。

※森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採区域の分割や一つの区域の植栽後に別の区域の伐採を行う等により伐採の空間的、時間的な分散に努める。

※伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

※林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のた

め、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努める。

※伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

※伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域を明確化する。

※集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画Ⅱ第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、伊賀市役所農林振興課又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立て方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	疎仕立て	1,000～1,500
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000
ヒノキ	疎仕立て	1,500
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

※植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とする。

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とする。

※標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は伊賀市役所農林振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

- ① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、周辺の草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹	10,000本／h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

区域内に次のア～エに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その箇所の造林に当たっては、人工造林による更新を基本とする。

ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）。

ウ 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、ササが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
1 0 0 1 林班－ア－ 1 ～ 6 1 7 4 林班－ア－ 2 1 3	このうち、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹の有無、シカの食害の程度などから天然更新の実施が可能と思われる箇所の造林は天然更新による更新も可能とする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は、造林すべき旨の命令の期間、方法及び樹種は次のことを勘案して定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による

(2) 生育し得る最大の立木本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木がおおむね 10,000 本/ha であることから、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数 (3,000 本/ha : ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。) 以上となるように更新を行うこととする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で本数間伐率を30%以上にすることが望ましい。(ただし、材積伐採率は35%以内とする。)

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て ～密仕立て	3,000本 ～	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
ヒノキ	中仕立て ～密仕立て	3,000本 ～	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐は左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

※ 間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林(林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して、葉の層が林地を覆った状態)において、主に目的樹種の一部を伐採することを言い材積に係る伐採率が35%以内であり、かつ伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	15	18	20	22	25
下刈	スギ															
	ヒノキ	2	2	1	1	1	1	1								
つる切	スギ									1						
	ヒノキ										1					
除伐	スギ							1				1	1			
	ヒノキ							1				1				
枝打ち	スギ							1	1			1			1	
	ヒノキ								1			1		1		1

	標準的な方法	備考
	手刈り 機械刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は年1回の場合は7月下旬～8月上旬、年2回の場合は6月下旬～7月上旬と8月中旬を目安とする。
	手刈り	下刈り終了後、の繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。
	チェーンソーによる伐倒	造林木の成長を阻害することが予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。
	枝打ち用具 機械	スギノアカネトラカミキリの発生を予防するとともに材の完満度を高め優良材を得るために行う。実施時期は樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬期とする。

3 その他必要な事項

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険であるため、優勢木が適正配置されるように劣勢木を中心に弱度の間伐を段階的に進める。

また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林は、間伐しても健全な森林に戻すことは困難である。このような場合には、皆伐更新による森林の健全化を検討する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

【別表1】のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るよう努めることとし、この森林の区域は【別表2】のとおりとする。

森林の伐採齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
伊賀市全域	45年	50年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保

健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	10759.21

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林	付属概要図のとおり (ゾーニング図(1))	10759.21

3 その他必要な事項

(1) 伊賀市が独自に定める、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林は、下記のとおりとする。

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林

<別表1>のとおり。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林

<別表1>のとおり。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林

<別表1>のとおり。

イ 施業の方法

適切な伐区の形状、配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は<別表2>のとおりとする。

(2) 伊賀市が独自に定める、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

ア 区域の設定

<別表1>のとおり。

イ 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を実施する。この森林の区域は<別表2>のとおりとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする（アカマツの天然下種更新やクヌギ、コナラ、コウヨウザンの萌芽更新を行う森林を除く）。

<別表 1 >

区分	森林の区域	面積 (h a)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	10844.35
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	1569.52
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	9030.48
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

<別表 2 >

施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
標準伐期齢以上で主伐すべき森林	付属概要図のとおり (ゾーニング図(1)の区域を除く森林)	21839.64

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等の林業事業体に長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合等の林業事業体と地域が連携し、森林の経営の受託等に必要な情報を共有することで、施業意欲の低い森林所有者へ施業委託による林業経営を働きかける。

合意が得られた森林については、林業事業体の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を実施する。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が経営の受委託を実施するためには、森林境界の明確化を進めることが不可欠である。また受託は書面による契約で行なう。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が実施されていない森林については、市が森林所有者に所有森林を今後どのように経営管理したいかの意向を確認し、市に委託したい意向の場合は、必要に応じて市と協議の上経営管理の委託手続きを行う。市に森林の経営管理を委託する場合、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は、市が森林を管理し、適切な森林経営管理を推進する。

なお、当該制度の活用は、伊賀市森林環境整備基本計画に基づき、森林情報、施業履歴等から優先度を定め手続きを進める。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の多くは5 ha 未満の小規模所有であることから、このような森林所有者については、森林施業の共同化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るとともに、森林組合等の林業事業体への施業の委託、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対し森林作業道の整備、境界明確化など地域単位での施業共同化に向けて、施業実施協定の締結を推進する。また、地域林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体を中心として、森林所有者に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、関係者の共同により実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一部が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

ア 路網整備の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の整備水準は、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

◇路網整備の水準

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上	23m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	23m/ha以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60 [50] m/ha以上	16m/ha以上
	架線系作業システム	15 [15] m/ha以上	16m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の[]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域は次表のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）及び三重県林業専用道作設指針（平成23年3月24日環森第06-590号）の規定を踏まえて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林道	上野	糖野	0.3	30		①	
〃	〃	〃	阿山	的井場	0.3	30		②	
〃	〃	〃	大山田	鳩岡	0.4	578		③	
〃	〃	〃	〃	阿波越	0.4	271		④	
〃	〃	〃	上野 青山	阿保喰代	0.5	1,106		⑤	
〃	〃	〃	青山	一本松日焼	0.5	30		⑥	
〃	〃	〃	〃	永谷	0.7	30		⑦	
〃	〃	〃	〃	鹿野子切	0.2	33		⑧	
〃	〃	〃	〃	はだめ	0.5	55		⑨	
〃	〃	〃	〃	のたん谷	0.5	30		⑩	
〃	〃	〃	〃	北谷	0.5	30		⑪	
〃	〃	〃	〃	宮の奥	0.5	30		⑫	
〃	〃	〃	〃	ウリュウ	0.5	30		⑬	
〃	〃	〃	〃	田城	0.5	82		⑭	
〃	〃	〃	〃	大原	0.5	38		⑮	
〃	〃	〃	〃	鳥追	0.5	30		⑯	
〃	〃	〃	〃	平石	0.5	53		⑰	
〃	〃	〃	〃	上出	0.5	30		⑱	
〃	〃	〃	〃	国見	0.5	52		⑲	
〃	〃	〃	島ヶ原	三国塚	0.1	32		⑳	
〃	〃	〃	大山田	丸山	3.2	44		㉑	
		計		21 路線	12.1				

単位 延長：k m 面積：h a

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数		利用 区域 面積	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備 考
拡張 改良	自動 車道	林道	上野	摺見妙楽地	1箇所	1.0	254			
〃	〃	〃	島ヶ原	三国越	15箇所	1.0	670			
〃	〃	〃	阿山	滝谷	3箇所	1.0	103			
〃	〃	〃	伊賀	城川	3箇所	1.6	108			
〃	〃	〃	〃	北打山	1箇所	0.8	153			
〃	〃	〃	〃	霊山	3箇所	1.0	1,735			
〃	〃	〃	〃	滝谷	1箇所	1.7	424			
〃	〃	〃	大山田	島ノ川	1箇所	2.2	439			
〃	〃	〃	〃	高尾谷	1箇所	2.5	271			
〃	〃	〃	〃	栃ノ木	1箇所	0.6	46			
〃	〃	〃	〃	風呂谷	1箇所	0.1	185			
〃	〃	〃	青山	鎌谷	1箇所	1.0	82			
〃	〃	〃	〃	二俣	1箇所	0.7	190			
〃	〃	〃	〃	石名谷	1箇所	1.4	100			
〃	〃	〃	〃	霧生長谷	1箇所	0.8	113			
〃	〃	〃	〃	奥出2号	1箇所	1.4	107			
〃	〃	〃	〃	芋山	1箇所	0.5	50			
〃	〃	〃	〃	大又谷	1箇所	1.0	100			
〃	〃	〃	〃	柏尾福川	1箇所	2.0	130			
〃	〃	〃	〃	柏尾1号	1箇所	1.1	130			
〃	〃	〃	〃	柏尾2号	1箇所	0.9	103			
〃	〃	〃	〃	葦谷	3箇所	2.6	91			
〃	〃	〃	大山田	奥馬野船ヶ谷	2箇所	1.0	799			
		計		23路線	46箇所	27.9				

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数		利用 区域 面積	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備 考
拡張 舗装	自動 車道	林道	阿山	滝谷	1箇所	2.8	398			
〃	〃	〃	大山田	鳳凰寺	1箇所	0.6	210			
〃	〃	〃	〃	シデノ木	1箇所	0.5	173			
〃	〃	〃	青山	矢上	1箇所	1.0	143			
〃	〃	〃	〃	勝地	1箇所	0.7	581			
〃	〃	〃	〃	登り尾	1箇所	0.2	125			
〃	〃	〃	〃	山口谷	1箇所	0.4	43			
〃	〃	〃	〃	奥出1号	1箇所	1.0	115			
〃	〃	〃	〃	石打	1箇所	1.4	46			
〃	〃	〃	〃	川登り	1箇所	0.6	57			
〃	〃	〃	〃	古見谷	1箇所	0.3	57			
〃	〃	〃	〃	小切	1箇所	0.5	26			
〃	〃	〃	〃	冷ヶ窪	1箇所	0.9	36			
〃	〃	〃	〃	高山	1箇所	3.0	270			
〃	〃	〃	〃	野田	1箇所	1.4	65			
〃	〃	〃	〃	今蔵	1箇所	2.1	87			
〃	〃	〃	〃	津元	1箇所	0.5	167			
〃	〃	〃	〃	出合岩の尻	1箇所	1.3	32			
		計		18路線	18箇所	19.2				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日環森第06-591号）の規定を踏まえて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作業指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営のセンスを備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業従事者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修などを積極的に活用し、また、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

また、三重県が、「みえ森林・林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座等を積極的に活用し、林業従事者のスキルアップを推進するよう指導していく。

(2) 林業従事者の確保

若年層の林業へのUターンや新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。

イ 月給制、週休制、社会保険の充実等、現在社会に調和した雇用形態を実現する。

ウ 林業従事者の安全に対する意識向上と林業労働への関心を高めるために、林業機械等の安全講習の広報を積極的に行なう。

エ 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に対して、森林環境教育や自然観察・林業体験学習等を通じて、林業への就業のきっかけをつくる。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

主伐期が到来しており、伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、皆伐・非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ・プロセッサ

木寄せ・集材		ウインチ グラップル 自走式搬器 フォワーダ 林内作業車	ウインチ グラップル 自走式搬器 スイングヤーダ タワーヤーダ フォワーダ 林内作業車
造林保育等	地拵え 下刈り	鎌、鋸 刈払い機	鎌、鋸 刈払い機
	枝打ち 除間伐	鉋、鋸、 チェーンソー	鉋、鋸、 チェーンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針



スギ等の人工林が主伐期を迎えていることから、増大する生産に対応した需要の拡大と安定的な原木流通システムの強化を図る必要がある。このため、木材の安定的供給にむけて既存の原木市場やプレカット工場等を含めた流通システムの検討、また、消費者ニーズの多様化に即応して、従来の柱材生産のみならずバイオマス利用を含めた間伐材等の有効利用や、乾燥材・集成材加工など付加価値の高い商品の開発・加工の研究が必要である。

特用林産物であるシイタケ等については、市場出荷や産直販売等の取組みによる販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、公共施設の整備にあたっては、伊賀市公共建築物等木材利用方針に基づき、地域産材を使用することに努める。民間施設についても、地域材の使用に努めるよう働きかけを行う。

(2) 林産物の生産（特用林産物を含む）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物を含む）・流通・加工販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備 考 (地区)
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
伊山市売木材	四十九町						上野
道の駅「いが」	柘植	18,000 m ²					伊賀
島ヶ原温泉 「やぶっちゃ」	中矢						島ヶ原

道の駅「あやま」	川合焼尾	9,700 m ²					阿山
大山田温泉 「さるびの」	上阿波						大山田
原木市場 「マルタピア」	北山	86,390 m ²					青山
製材団地	青山羽根	9,000 m ²					青山
上津の郷	伊勢路	5,000 m ²					青山

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとし、鳥獣害防止森林区域は伊賀市内の民有林全域とする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

人工造林や天然更新等を行う場合には、現地調査等によるモニタリングを実施し、生息数が多い場合には防護柵や防護チューブ、防護テープなどにより、稚樹の食害や成木の剥皮被害を防止するように努め、地域の実情に応じて、わな（くくりわな、箱わな、囲い罟等）や銃器による捕獲を実施する。

なお、森林における鳥獣害防止対策は、農業被害対策等と連携・調整のうえ実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を現地調査等で確認し、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ナラ枯れについては、定期的な巡視を行い、被害が発見された場合には、三重県に報告する。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、現地調査等により個体数や被害状況を調査し、農業被害対策等と連携して被害対策を実施する。

また、鳥獣害対策だけでなく下層植生が繁茂する多様な森林形成を促進することにより野生鳥獣と地域住民が共存できる森林整備に努める。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、「伊賀市火入れに関する条例」に基づき手続きを行い、あら

かじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林は次表のとおりとする。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に関する事項について、次のとおり定める。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると思われる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次の表のとおり定めるものとする。

区域名	対象林班	林班数	区域面積 (ha)	図面名	配色
上野①	1056～1065	10	480.93	上野	紫色
上野②	1001～1003	3	185.94	上野	青色
	1066～1085	20	781.75		
	1086～1091	6	242.38		
	小計	29	1210.07		
上野③	1004～1007	4	138.16	上野	緑色
	1008～1014	7	316.33		
	小計	11	454.49		
上野④	1015～1034	20	1167.74	上野	黄色
上野⑤	1035～1036	2	66.80	上野	橙色
	1037～1038	2	50.57		
	1106～1116	11	566.02		
	1121～1125	5	253.8		
	小計	20	827.32		
上野⑥	1126～1139	14	628.35	上野	水色
上野⑦	1140～1167	28	1142.21	上野	茶色
上野⑧	1168～1182	15	630.85	上野	桃色
	1183～1187	5	397.66		
	小計	20	1027.40		
上野⑨	1039～1045	7	192.69	上野	黄緑
	1117～1120	4	143.93		
	1046～1055	10	296.18		
	小計	21	742.67		
伊賀①	2010～2028	19	1249.02	伊賀	赤色
伊賀②	2029～2043	15	752.22	伊賀	青色
	2044～2062	19	783.08		

	小計	34	1535.30		
伊賀③	2001～2006	6	201.55	伊賀	橙色
	2007～2009	3	113.10		
	2063～2065	3	93.63		
	小計	12	408.28		
島ヶ原①	3001～3024	24	1275.53	島ヶ原	橙色
阿山①	4001～4017	17	795.51	阿山	紫色
阿山②	4018～4029	12	486.14	阿山	赤色
	1092～1105	14	785.03		
	小計	26	1271.17		
阿山③	4030	1	3.00	阿山	青色
	4031～4057	27	1460.78		
	小計	28	1463.78		
阿山④	4058～4072	15	461.63	阿山	橙色
大山田①	5001～5028	28	1197.81	大山田	赤色
大山田②	5029～5047	18	950.21	大山田	青色
大山田③	5048～5075	28	1480.65	大山田	緑色
大山田④	5076～5105	30	1848.75	大山田	橙色
大山田⑤	5106～5132	27	1254.04	大山田	茶色
大山田⑥	5133～5156	24	978.41	大山田	紫色
青山①	6001～6007	7	494.04	青山	赤色
青山②	6008～6022	15	1017.74	青山	黄色
青山③	6023～6040	18	1128.35	青山	水色
青山④	6041～6055	15	806.03	青山	緑色
	6082～6098	17	730.52		
	小計	32	1536.55		
青山⑤	6056～6081	26	1349.50	青山	橙色
青山⑥	6113～6126	14	803.96	青山	青色
青山⑦	6127～6149	23	989.40	青山	桃色
青山⑧	6099～6112	14	526.19	青山	茶色
	6150～6158	9	280.46		
	小計	23	806.65		
青山⑨	6159～6174	16	620.28	青山	紫色
	計	677	32598.85		

(2) 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

(ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主

伐後の植栽

- (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

暮らしに身近な森林づくりを積極的に行うことにより、水源涵養機能の増進や里山の保全に努め、景観形成や保健休養、教育の場としての活用を図る。また、移住交流を促進するため、山村の持つ優れた自然環境や独自の文化について情報を提供する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森を育む人づくりのため、森林環境教育の推進など森林における交流・学習・体験機能の増大を図る。林業の6次産業化によって地域材の地域内での加工や利用を進めることにより、地域に雇用を生み出し、地域そのものの価値を高める。未利用間伐材等を活用した木質系バイオマスの利活用を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山や森林公園での森林についての学習、森林整備等の体験を通じて、里山の保全や森林整備に積極的に参加してもらうよう働きかけることとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
三重県上野 森林公園	友 生	公園面積 5.2 ha 森のまなびや 372.3 m ²			1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民が取り組む里山保全（下草刈や竹林の整備）や登山道の整備に対して、その推進を図るとともに、集落内の森林所有者が協力して組織をつくり、計画的に木材生産を含めた森林整備を行うコミュニティー（集落）林業を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

木津川、服部川及び柘植川は、川下の多くの地域の水源となっていることから、

下流地域及び住民団体等に働きかけ、水源の森づくりに積極的に取り組む。

(3) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策
特になし

(4) その他
特になし

6 その他必要な事項

森林の公益的な機能に着目した「三重県型森林ゾーニング」に基づき、木材の持続的な生産を目的とした「生産林」と公益的機能を重視した「環境林」に区分する。

「生産林」「環境林」の配置については(別添資料：三重県型ゾーニング)のとおりとする。

生産林は、公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林として、環境林は原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林として位置づける。環境林はさらに、その状況や求められる機能に応じて、貴重な自然環境の保全を重視する「環境保全型森林(保存型)」、安全で快適な県民生活の確保を重視する「環境保全型森林(保全型)」及び、レクリエーション等に供される「人との共生型森林」に区分する。

また、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく、特定水源地域及び水源地域の森林については、適正な土地利用を確保し、森林の持つ水源の涵養機能の維持増進に努める。

三重県型森林ゾーニング

三重県のゾーニング		内容
生産林	持続的利用型森林	日常生活に必要であり、環境に対する負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視する森林
環境林	環境保全型森林	保存型森林 原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する森林 (自然公園(特別～第1種)、自然環境保全地域(特別)等)
	環境保全型森林	保全型森林 土砂流出・崩壊の防備・水源かん養等安全で快適な県民生活を確保することを重視する森林 (自然公園(第2種)、自然環境保全地域(普通)、保存型森林周辺等)
	人との共生型森林	自然休養林、風致探勝林等のレクリエーションの森林、及び文化としての森林地域で、県民が森林へ積極的に参加する森林 住民参加の森づくりを推進する森林